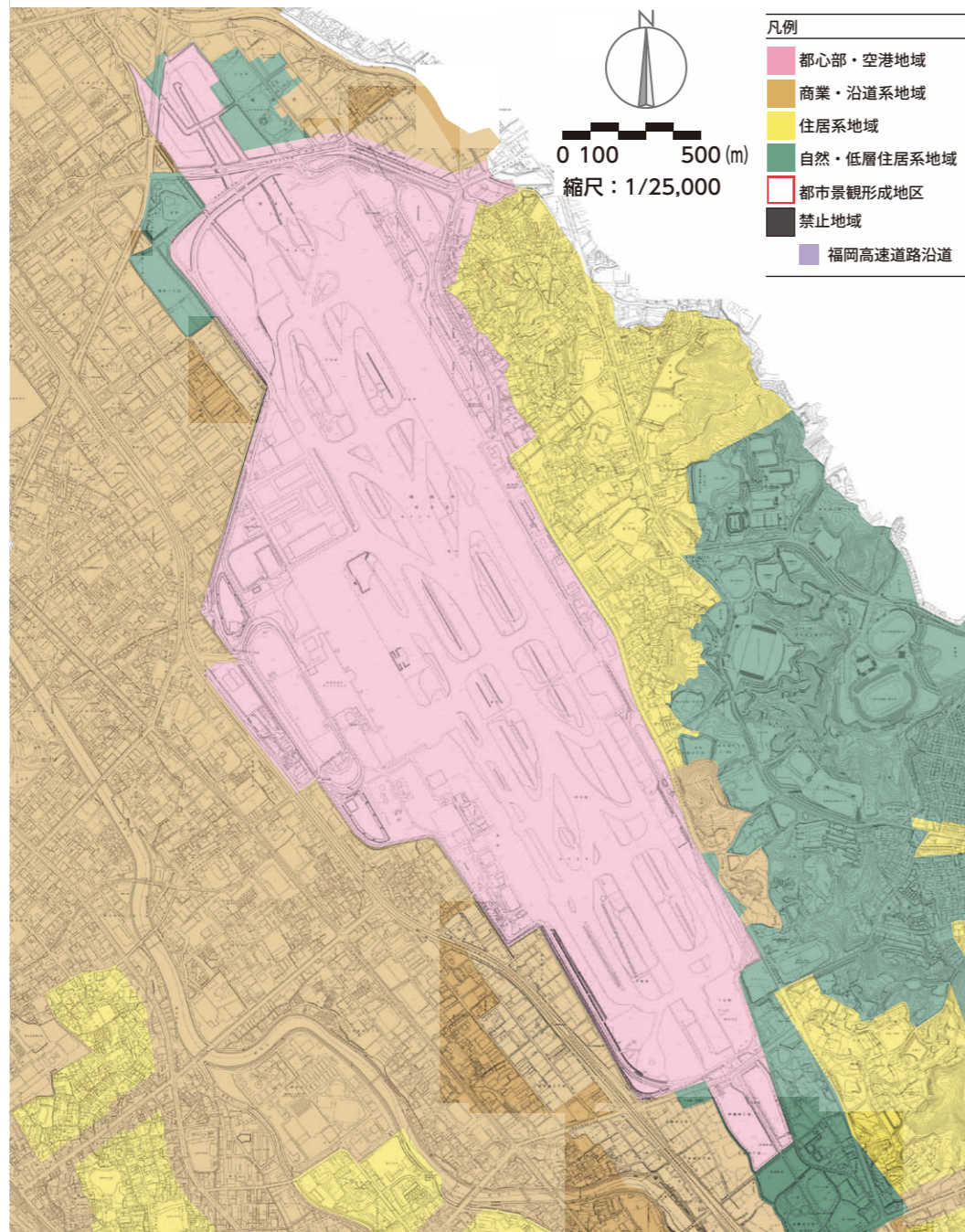


空港及び空港周辺の屋外広告物地域区分

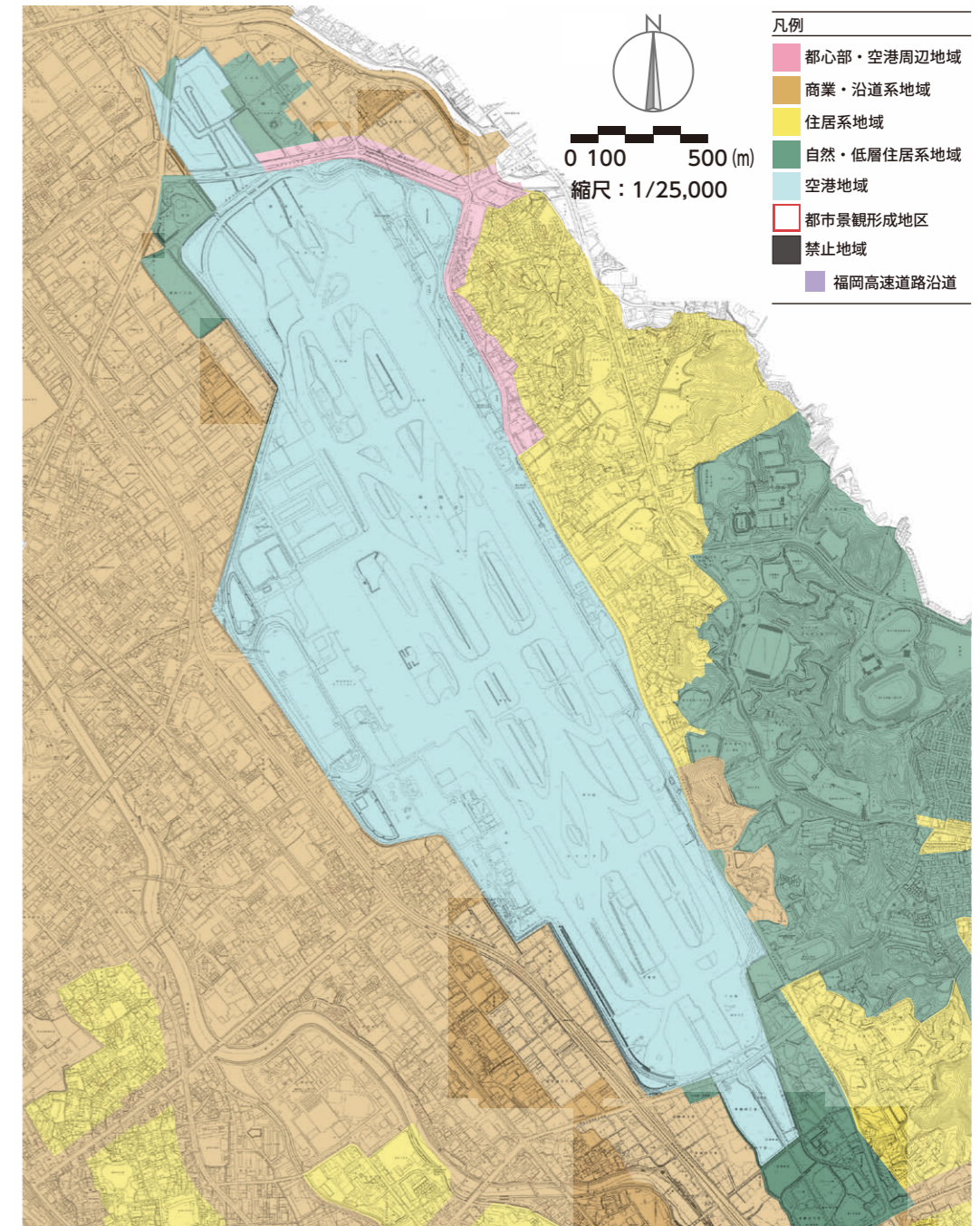
変更前

福岡空港及び国内線・国際線ターミナルの周辺を【都心部・空港地域】の範囲とする。



変更後

国内線ターミナル周辺を【都心部・空港周辺地域】とし、空港敷地を新たに【空港地域】として設定します。



修正

審議会で空港及び空港周辺の地域区分や規格基準についてご意見があったことから、右図のように地域区分を見直します。

〈空港運営上必要なものに限る〉

○空港の敷地は広く、ターミナルも大規模なため、一定規模の掲示物が設置できるよう配慮することが必要です。一方で、周辺の地域環境にも考慮する必要があります。このため、「空港運営上必要なものに限る」ことを規格基準に追加します。

〈他地域とは別の「空港地域」を設定〉

○空港には、ターミナル施設や滑走路の他、消火救難施設、貨物ビル、格納庫、給油施設、機内食工場などの空港関連施設があり、今後それらの配置変更等もあり得ることから、空港敷地を他地域とは別の「空港地域」として設定します。

〈国際線ターミナル周辺は周辺の地域区分とする〉

○国際線ターミナル周辺は、大型の広告物が設置されておらず、今後もニーズが高まることは考えにくいことから周辺の地域区分と同じとします。

【都心部・空港地域】の規格基準

広告物の種別	改正規格基準	
屋上設置 広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下
	総面積	制限なし
地上設置 広告物	高さ	地上 10m 以下 地上 30m 以下
	面積(1個当り)	50 m ² 以内 制限なし
壁面設置 広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下
	1面当りの 広告板面積	①壁面面積 1,000 m ² 未満： 壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内 ②壁面面積 1,000 m ² 以上： 壁面面積の 1/20 以下

広告物の種別	改正規格基準	
突出 広告物	出幅	建物壁面より 1.5m 以内かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)
	路面から下端 までの高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
	面積(1個当り)	20 m ² 以内

広告物は可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。

【空港地域】の規格基準

広告物の種別	改正規格基準	
屋上設置 広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下
	総面積	50 m ² 以内
地上設置 広告物	高さ	地上 20m 以下
	面積(1個当り)	50 m ² 以内
壁面設置 広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下
	1面当りの 広告板面積	①壁面面積 1,000 m ² 未満： 壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内 ②壁面面積 1,000 m ² 以上： 壁面面積の 1/20 以下

〈凡例〉 青文字：変更前の基準を強化

広告物の種別	改正規格基準	
突出 広告物	出幅	建物壁面より 1.5m 以内かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)
	路面から下端 までの高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
	面積(1個当り)	20 m ² 以内

空港地域に表示・設置できる広告物等は、空港運営上必要なものに限る。